

埼玉県果樹農業振興計画

令和8年3月

彩の国  埼玉県

目 次

	頁
1 果樹農業の振興に関する方針	1
(1) 本県果樹農業の概要	1
(2) 果樹農業の振興に関する基本的な考え方	1
ア 需要動向に即した高品質生産の確保	1
イ 生産コスト低減体制の確立	1
ウ 担い手等の育成・確保	4
エ 果樹園を次世代に引き継いでいくための対策	5
オ ブランド化に向けた販売対策の推進	6
カ 観光果樹振興による産地づくり	7
(3) 果樹の種類別の振興方針	8
2 栽培面積その他果実の生産の目標	13
3 その区域の自然的・経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標	15
(1) 栽培に適する自然的条件	15
(2) 近代的な果樹園経営の指標	16
ア 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間	16
イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型	17
4 土地改良その他生産基盤整備に関する事項	18
5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化	
その他果実の流通の合理化に関する事項	19
(1) 果実の流通の合理化	19
(2) 果実の用途別出荷量の見通し	19
(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備	20
ア 選果施設（機械選別）の整備の目標	20
イ 低温貯蔵施設の整備の目標	20
(4) 出荷規格の改善等	21
(5) 地場流通と販路開拓の促進	21
(6) その他	21
6 果実の加工の合理化に関する事項と今後の方向	22
7 その他必要な事項	23
(1) 果樹産地構造改革計画の取組推進	23
(2) 特色ある産地づくり	23
(3) 持続可能な果樹農業の推進	23
(4) 環境負荷低減の推進	23
参考資料	24

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 本県果樹農業の概要

基幹果樹である日本なし、ぶどうをはじめ、うめ、くり、かき等の産地が存在し、果樹は地域農業経営の重要な一翼を担っている。

また一部の地域では、ブルーベリー、すもも、キウイフルーツ、ゆず、みかん、いちじく等、特色ある産地が形成され、地域農業の振興と果樹農家の経営安定に重要な役割を果たすことが期待されている。

これらの産地は生産面、消費面、流通面において様々な課題を抱えており、これらの課題を解決し、高い競争力を持った果樹産地を育成することが急務となっている。

さらに、気候変動による農業生産への影響が顕在化していることを踏まえ、既存作目の安定生産の確保を図るとともに、温暖化を考慮した新規作目や品種の導入等、新たな可能性を探りつつ、本県果樹農業の振興を図る。

(2) 果樹農業の振興に関する基本的な考え方

ア 需要動向に即した高品質生産の確保

消費者や流通関係者のニーズ、動向を配慮しつつ、本県の自然的、社会的条件を考慮した振興対象果樹の目標栽培面積を設定し、計画的な生産と出荷・販売を推進して安定生産を確保する。

また本県では消費地に近いという条件を活かし、JA直売所や生産者が直接販売することが増え、消費者からは高品質の果実が求められている。

そのため、着果技術の遵守や糖度の把握など基本技術を励行し、消費者に信頼される果実の生産を支援していく。

イ 生産コスト低減体制の確立

基本技術の徹底などにより、一層の品質向上を図るとともに、生産から流通にわたり、新技術の積極的な導入等を行う。

また、作業動線を単純化し、機械化に対応して労働生産性を高めることが可能な省力樹形等を活用して改植・新植を推進するなど作業の合理化や低コスト化を促進し、果実流通の国際化や激化する産地間競争に対応した高い生産能力と品質を持った果樹産地を早急に育成する。

(ア) 生産基盤の整備と共同利用機械施設の整備

低利な融資や補助事業を活用し、選果機や低温貯蔵施設等の共同利用機械施設等の再編・整備を進め、高性能機械の効率的な稼働を確保して、作業能率の向上を図る。

また、良質な苗木を確保するため、種苗センター等における苗木生産体制の整備を支援する。

(イ) 生産技術の改善

- a 改植・新植により需要を踏まえた品目、優良品種への転換を促進し、併せて樹体の更新による生産性の向上を図る。あわせて、省力樹形等の機械化に向く園地条件や樹形、品種を検討し、開発・導入を進める。
- b 新規参入者や女性、高齢者でも取り組みやすいジョイントV字仕立て、H字型4本仕立てや低樹高仕立て等の省力化樹形の取組も活用しながら、労働生産性の向上と早期成園化を目的とした栽培技術の導入支援を積極的に行う。
- c リモコン式・自動式の除草機や防除機等のスマート農業機械の効果を発揮させる生産方式の確立や当該生産方式への転換に向けた取組を推進する。
- d 適期収穫や適正着果量の遵守等、基本技術の励行を徹底する。
- e 土壌診断結果に基づく土づくりや施肥改善を推進する。

(ウ) 気象災害及び野生鳥獣害等からの回避

- a 降ひょうをはじめ、鳥や害虫による被害防止などの他、農薬の飛散防止を図るため、多目的防災網の設置を推進する。
- b 近年の夏季の高温による気象災害等を未然に防止するため、園地の立地条件を勘案し、水源の確保、用排水及びかん水などの施設整備を推進する。あわせて高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。
- c 収入保険や果樹共済等のセーフティネットへの加入促進を図り、安定した経営の実現を推進する。
- d 野生鳥獣被害を回避するため、電気柵等の侵入防止柵の設置をはじめ、鳥獣の生態に対応した地域ぐるみの野生鳥獣被害防止対策を推進する。
- e クビアカツヤカミキリなど外来害虫の被害を回避するため、早期発見に努めるとともに、他地域からの植物体等の持ち込みに害虫等が含まれていないか確認を行うようにする。

(エ) 安全・安心な果実の供給

- a 農薬の飛散防止、農薬の適正使用及び生産管理記録簿の記帳に対する指導を徹底する。
- b 予察情報を活用した効果的な適期防除と農薬の使用基準の見直しを踏まえ作業者が安全な防除が実施できる体制を整備する。
- c 害虫の交信かく乱剤や天敵の活用等を促進し、環境に配慮した農業を進める。
- d 病害虫対策や、化学農薬の使用量低減や耕種的防除にも資する病害抵抗性の品種等による総合防除を行う。

- e 粗皮削りや抵抗性台木の活用等の耕種的防除を徹底する。
- f より安全・安心な果実の供給を図るため、県内の農業者が守り実践すべき規範（S-GAP）に基づく安全確認運動を推進する。
- g 落葉果樹の人工授粉等に必要不可欠な花粉について、共同花粉採取などの産地内での花粉供給体制の構築について支援を行っていく。

（オ）試験研究の推進

- a 老木化による減収等の課題を解決するため、改植に伴う定植初期から安定した収量が確保できる新たな早期成園化技術の確立を検討する。
- b 消費者ニーズに応える新品種や特徴あるオリジナル品種の積極的な導入を推進するため、有望品種の本県での適応性を効率的に検討するとともに、高品質果実生産のための試験研究を行う。
- c 地球温暖化に伴う気候変動に対応した栽培技術や精度の高い生育予測法、花粉の安定確保のための技術を検討する。
- d 新規参入者や女性、高齢者でも取り組みやすく、経営規模拡大にも寄与できる省力的で軽労化が可能な栽培法を取り入れた未来型果樹園の実証を行う。
- e 土づくりによる化学肥料の低減や、総合的病害虫管理による農薬の低減等により、環境保全型農業の推進に寄与できる技術の確立を促進する。
- f 複合抵抗性、自家和合性等の性質も持つ品種の育成を推進する。
- g AI・IoT・ロボット等を活用した生産技術の開発を行い、スマート農業技術・機械化体系の開発・導入を推進する。

（カ）条件不利園地の整理・放任園地の防止

作業条件が厳しく、生産者の高齢化等により管理が行き届かなくなった放任園地については、野生鳥獣や病害虫の温床となることから、産地協議会（※）等において、産地全体として維持していく園地とそうでない園地についてよく議論したうえで、維持していく園地については省力化樹形の導入等による労働生産性の向上や次世代への円滑な経営継承のための措置を実施し、維持することが困難な園地については、廃園・植林等の適切な措置を実施する。

※ 「果樹産地構造改革計画について（16 生産第 8112 号、平成 17 年 3 月 25 日農林水産省生産局長通知）」の第 2 の協議会（産地をカバーする農業協同組合等の生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、農林振興センター、農業委員会、農地中間管理機構（県農林公社）（以下「機構」という。）、農業共済組合等による協議会）

ウ 担い手等の育成・確保

果樹は定植してから収入を得られるようになるまでに時間がかかり、技術の習得が難しいため、参入をためらう人も多い。そのため、以下の対策を実施し、生産者の規模拡大や新規参入を促進、農業経営の法人化を支援し、安定的な生産を図る。

(ア) 担い手への農地集積・集約化

果樹生産者と県、市町村、機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携し、地域計画や果樹産地構造改革計画（以下、「産地計画」という。）の実現に向けて、将来の農地利用の担い手を明確にした上で、その担い手へ樹体も含めた園地の集積・集約化を推進する。

(イ) 農業経営の法人化支援

大規模な果樹生産者や意欲的に規模拡大を図ろうとする生産者に対しては、経営相談や経営分析等の法人化に向けた支援を行うとともに、早期成園化や省力的技術の導入支援を積極的に行い、果樹生産の中核となる農業法人の育成・確保を図る。

特に、日本なしにおいて、省力化樹形による栽培等では、管理作業の単純化・簡素化が図れ、雇用労働力の活用による経営規模の拡大にもつながることから、積極的に導入を推進する。

(ウ) 組織活動の強化

埼玉県果実連合会などの担い手を中心とした生産組織の育成強化を図り、技術の相互研鑽や組織的な販売促進の取組を支援するとともに、組織的活動を活発に行う青年農業者の育成にも努める。

また、家族労働の軽減や農産物加工の推進等を図るため、生産組織や加工組織の育成強化を進める。

(エ) 情報交換の促進

果樹の担い手の育成・確保、技術のレベルアップ、需要の動向に応じた生産を図るため、果樹にかかわる生産者、流通・販売、行政・試験研究等の関係者による情報交換会を定期的に開催する。

(オ) 就農研修の強化

農業外も含め幅広く新規就農希望者を把握するとともに、スムーズな就農支援を図るため、関係機関等での就農研修ができる機会を充実させる。

また、就農後のサポートも重要であることから、産地ごとに、生産組織やJ A、行政・試験研究等の関係者・関係組織が連携して、新規就農者をバックアップする体制を整備する。

(カ) 多様な担い手の確保

早期成園化や省力化を目的とした栽培管理技術の積極的な導入を図るほか、生産技術力に応じたきめ細かい指導を行い、他産業からの新規参集者や援農ボランティア等の多様な担い手の育成を図る。

特に、果樹農業を発展させていく上で、果樹経営における女性参画は必要不可欠であることから、家族経営協定の推進や女性農業者向け研修の開催など女性農業者が活躍しやすい環境づくり、地域をリードできる女性果樹生産者の育成等を推進する。

エ 果樹園を次世代に引き継いでいくための対策

近年、廃園となる果樹園が増加してきているが、果樹園は成園となるまでには多大な労力と年月を要する。

成園を伐採することなく、樹体を含めた園地を次世代に引き継ぐことが重要であり、関係機関が一体となった取組を行っていく必要がある。

(ア) 情報のネットワーク化促進

各産地の市町村、J A、機構等で、果樹生産をやめる意向の農家をはじめ、生産管理を請負う者及び農作業支援組織、農業生産関連施設などの情報を共有する窓口を設置するなどの対策を推進する。

(イ) 園地流動化の推進

高齢などを理由に営農継続が困難になった生産者のほ場については、農地中間管理事業により、意欲的に規模拡大を図ろうとする担い手への貸付けや就農希望者向けのトレーニングファーム及び就農地としての活用を通じて流動化を図るとともに、援農ボランティアや栽培サポーターの研修の場として活用する。

特に、担い手等の経営負担を軽減させるために、多目的防災網等が整備された園地については、重点的に流動化を促進する。

(ウ) 援農ボランティア・栽培サポーターの養成

各産地で作業支援者を対象に技術研修を行う。

地域外の人も含めてボランティアを募り、農業塾の開催により技術の習得を進める。

また、労働力に余力がある生産者の情報を集め、大規模農家や高齢農家の作業繁忙期に援農できる人材（栽培サポーター）を把握し、派遣できる体制を整備する。

(エ) 作業支援体制の整備

担い手の高齢化に対応するため、省力化技術の普及や部分的作業受託が可能な

仕組みを構築する。

例えば、一部の軽作業しか行うことができなくなった高齢の生産者の要請に応え、相談窓口を介して作業委託の橋渡しや援農ボランティアの派遣などを行うことのできる仕組みを構築する。

特に、なし園においては、樹園管理がしやすい省力化樹形の導入を積極的に促進し、園主が交替しても営農の継続が図りやすい営農環境を整備する。

オ ブランド化に向けた販売対策の推進

本県の主要果実である日本なしは、約1割が市場流通に向けられ、残り9割が直売やJA直売所等の市場外へ流通している。

直売では完熟で大玉、市場出荷では輸送や貯蔵ができる果実が求められている。そのため、消費者や流通業者のニーズに応じた戦略的销售を行うことが必要である。

また、民間のコンテストでは県産の梨が上位に入賞するなど、高い評価を受けている。

今後、各ニーズに応じて糖度保証や完熟した果実を組織的に出荷する等、他産地との差別化を図るため、地域ごとに、販売形態に応じた出荷組織やその運営体制を点検し、必要に応じて見直しを進める。

(ア) 地域特産ブランドの育成

- a 品種改良や有望品種の導入を進め、地域特産のオリジナルブランドを育成する。特に、地域にまとまりがあり、栽培方法がしっかり定められている地域は地域団体商標の取得や、地理的表示保護制度の導入を検討する。
- b また、6次産業化を進めるとともに、地元の外食産業や加工業者と連携し、販売チャンネルの拡大を図り、知名度向上を目指した特産品の開発を行う。

(イ) 市場流通の対応

- a ニーズに対応した冷蔵保管や品種のリレーにより出荷期間の延長を図り、安定的な供給により産地ブランドの更なる強化を進める。
- b 産地と販売店のニーズを的確に把握し、結びつきを強めるなど、県内・地域内流通を組織的に推進し、県産果実の地位向上と販路の確保・拡大を図る。
- c 糖度や熟度などの品質区分の設定や情報の提供により、差別化販売の推進を図る。

(ウ) 市場外流通の対応

- a 庭先直売、組織直売及びインターネット販売など、産地条件を生かした多様な販売が行われているが、農産物直売所においては、生産履歴や販売品の品質

保証等をきめ細かく消費者に伝えるための体制づくりや見直しを行う。

- b 県内量販店等と出荷組織が連携して、販売契約等ができる体制の整備を図る。
- c 個人直売農家に対しては、栽培技術指導に加え、販売促進に有効な支援等を行う。

(エ) 県民に対する県産果実の消費宣伝対策

- a 県産果実の認知度向上を図るため、重点的にPRを行う品目、品種を選定し、マスコミやインターネット、SNSを活用するなどして、積極的なPRに努める。
- b 県産品であることを積極的にアピールする。
- c 果実の食べやすさをアピールする。また、カットフルーツやドライフルーツなど食べやすくした商品の新たな販売方法も導入し、PRする。
- d 日常の食生活の中で必要とされる果実の摂取についての啓発「毎日くだもの200g運動」や食農教育の推進を行い、特に若い世代の摂取量の拡大を図る。
- e 食育の一環として、地元学校給食への食材の提供や試食を支援する。

(オ) 海外輸出への取組

- a 各国への輸出に関する諸制度や流通・消費実態についての情報収集及び分析を進める。
- b 対象国のニーズや輸入農産物の植物検疫上の基準にあった生産及びチェック体制を構築する。
- c 輸出を志向する生産者団体等に対しては、輸出関連情報の提供や海外の見本市等への出展支援等を行う。

カ 観光果樹振興による産地づくり

果樹は集客力を向上させる魅力があり、果樹を活用して地域活性化につなげる機運が県内各地で高まっている。そのため、観光果樹を地域の振興に結び付けながら推進を図る。

観光果樹用の品種導入を進めるとともに、多品目、多品種栽培により年間を通じて集客できる魅力ある観光果樹産地づくりを促進する。

(ア) 周辺環境の整備

観光果樹が主力の産地においては、入込客の利便性の向上を図るため、駐車場やトイレ・休憩施設等附帯施設の整備を支援するとともに観光農業と地域の観光資源との連携や地域内統一ののぼり旗・看板の設置等、情報発信機能を高めるための支援を行う。

(イ) 経営の多角化

果実の直売や観光もぎ取り体験にとどまらず、加工品の製造・販売や農家カフェ等の展開など、経営の多角化に向けた取組を支援する。

(ウ) 魅力ある産地の育成

オリジナル品種や希少品種の導入、品種リレーによる集客の周年化、観光果樹園の整備等を進め、魅力ある消費直結型経営に取り組む産地を育成する。

(エ) 集客力の向上

地域内の観光資源との連携や観光果樹産地を効率的に周遊できるコースの提案等、県内の観光果樹産地が連携した取組を支援し、地域の集客力の向上を図る。

(3) 果樹の種類別の振興方針

県内では、日本なし、ぶどうをはじめ、うめ、くり等、多くの種類の果実が生産され、多様な産地が形成されている。

新規品目については、需要を踏まえ戦略的に導入を促進するとともに、特色のある産地が形成された品目については、生産技術の向上を図り、産地の維持発展を促進する。

一方、栽培農家の高齢化をはじめ、老木園の増加、廃園による栽培面積の減少などが進んでおり、各産地の維持発展のため、次の取組を行う。

ア 日本なし

日本なしは、本県の基幹果樹であり県東部、北部を中心に主産地が形成されている。

しかし、樹齢30年以上の老木園が多く、生産者の高齢化等により、生産性の低下と作付面積の減少傾向が続いている。

品種構成は、「幸水」「彩玉」「豊水」で約80%以上を占めている。平成14年に本県が育成した「彩玉」は、平均果重550g以上という大玉品種で、糖度が高いことが特徴であり、高い市場評価を得ている。県内では一定の認知度を確保しているが、県外では認知度が低い現状にあるため、出荷量の増加、県外市場向けの販売と合わせて積極的なPRに努める。

一方、近年の気候変動に伴い、一部の晩生品種は果実品質の低下等、生産が不安定となってきたため、優良品種への転換を積極的に推進する。

またあわせて、県育成品種「彩姫」「彩彦」の市場評価を踏まえつつ、今後生産拡大を図っていく。

- a 優良品種（彩玉、甘太、蒼月等）への品種転換を推進し、品種構成を「幸水」「彩玉」「甘太」等を中心とする労力配分、収益性、危険分散等を考慮した品種割

合とし、切れ目なく県産なしが出荷できる生産体制を築く。

- b 主力品種である「幸水」の生産量を今後も維持するため、生産性が低い高樹齢の「幸水」の改植による更新を積極的に推進する。
- c 労働生産性を高め、老木園の効率的な若返りを図るため、樹体ジョイント仕立て栽培等の早期成園化技術等を積極的に取り入れ、改植・新植を促進する。改植の際、白紋羽病対策が必要となる場合は、温水点滴処理技術（定植前の高温水処理）、微生物資材等の対策を推進する。
- d 気候変動に対応し安定生産を図るため、土づくりや施肥改善及び摘果等の適正な樹体管理の徹底を推進する。また、急激な気温上昇、豪雨、乾燥に対応するため、灌水・排水設備の整備などの安定生産のためのほ場整備を推進する。
- e 需要にあった大きさ、糖度、熟度等の出荷規格を設け、差別化を図る。特に、「彩玉」については大玉が特徴であり、大きさと糖度との相関も明らかことから、小さい果実が生産されないように技術指導を行い、また小玉の果実が「彩玉」として販売が行われないよう徹底を図る。

イ ぶどう

ぶどうは、本県の基幹果樹の一つであり、県中央部、南西部、秩父地域を中心に産地が形成され、自然的、社会的立地条件を活かした直売や観光もぎ取りが主体となっている。

品種構成は、「巨峰」が約60%以上を占めているが、近年、消費者ニーズに対応して種無しで皮ごと食べられる「シャインマスカット」への品種転換が進んでいる。

また、秩父地域では「ちちぶ山ルビー」を地域特産ブランドとして栽培し、観光農園の主力品目となっている。

さらに、県内に醸造所を有するワイナリー向けの醸造用ぶどうの栽培も増加している。

一方、近年の気候変動に伴い着色不良や日焼け果、未開花症等の障害が発生しており、安定生産に向けた対応が必要となっている。

- a 多様な消費者ニーズに対応するため、「シャインマスカット」や赤色系大粒品種の優良品種の導入を推進する。
- b 平行整枝短梢せん定やロケット整枝等を積極的に導入し、省力化、未収益期間の短縮を図る。
- c 気候変動に対応し安定生産を図るため、品種特性に応じた栽培管理技術の徹底を図るとともに、雨よけ施設や灌水設備等の導入による高品質・安定生産を推進する。

- d 無核栽培の拡大によるホルモン処理作業の分散と作業の効率化、病虫害防除の低減などを図るため、無加温ハウス等の作期拡大のための施設導入を推進する。

ウ うめ

うめは、県西部の山沿い地域や中央部の平坦地域に産地が形成されている。

これらの産地は、経営規模が小さく、また老木園が多いため、作柄変動も大きいことから、生産及び経営の安定化が必要となっている。

- a 病虫害防除の徹底、低樹高栽培、夏季剪定、土づくりの推進及び改植・新植による老木園の若返りを図る。改植・新植に際しては、加工需要用に対応した、特色のある品種・系統の導入を進める。
- b 付加価値を高めた加工品の生産販売体制の整備充実を図る。

エ くり

くりは、本県果樹の中で最大の面積を有しており、平坦部から山間、山沿い地域まで広く栽培されている。

近年、老木園の増加と生産者の高齢化等により、粗放栽培の園が増加していることから、生産力の回復と産地の維持発展のため、市場評価の高い優良品種の導入等が求められている。

- a 低樹高栽培及び老木園の優良品種への改植などを推進し、園の若返りと生産力及び品質の向上を図る。改植に際しては、密植主幹形等の省力的な技術を導入する。
- b 高品質生産に向けて、施肥改善及び剪定等の適正な樹体管理の徹底を推進する。
- c 「ぼろたん」「ぼろすけ」等、その品種特性を活かした焼き栗等、加工品の生産・流通の促進を図るとともに、「ぼろたん」については、黒変果等の生理障害の発生防止技術の普及を図る。

オ ゆず

ゆずは、県西部の山間、山沿い地域に産地が形成され、様々な加工品の開発も行われている。生産者の高齢化が進んでおり、特産果樹として産地の維持発展を図るため、生産者の年齢にあった高品質果実の生産と生産性の向上策が求められている。

- a 樹高制限や施肥作業の省力化技術の導入等を進め、作業能率を高める。
- b 高品質果実の生産を図るため、優良系統への改植・新植や土づくり、外観品質にすぐれた虎斑病弱毒ウイルス感染樹の導入の検討、適正な摘果及び病虫害防除の徹底等を推進する。

- c 付加価値を高めた加工品の生産販売体制の整備充実を図る。
- d 未収穫園をなくすため、収穫ボランティアを募集し組織的に取り組む。

カ かき

かきは、県下全域で広く栽培されており、一部地域で産地が形成されている。秩父地域の「あんぽ柿」や比企地域の「ころ柿」等の加工品の生産販売も行われている。

- a 隔年結果を回避し、高品質果実の安定生産を図るため、老木園の改植、地力の増強及び摘果の徹底等を推進する。
- b 「太秋」「早秋」等の優良品種の導入を図る。
- c 干し柿等の付加価値を高めた加工品の生産販売を推進するとともに、「蜂屋柿」は、加工原料素材として需要があるため一定量を加工用原料素材として販売し、所得向上を図る。

キ いちじく

いちじくは、県東部・北部や中央部の平坦地に産地があるが、県内の栽培面積は漸減傾向にある。

今後、消費者等実需者のニーズもあることから、産地のさらなる発展のため、生産の安定や新たな加工品の開発等への対応が求められている。

なお、現在導入されている品種は「柘井ドーフィン」がほとんどであるため、特徴ある産地づくりのためにその他の有望品種の導入を進める。

- a 簡易被覆栽培を積極的に導入し、生産の安定と高品質果実の生産を図る。
- b 病虫害防除を徹底するとともに、株枯病の拡大を防ぐため、発生地では自根栽培から耐病性台木を利用した栽培の推進を図る。
- c 市場出荷、直売、加工等、多様な販売形態の検討を進める。
- d 付加価値を高めた加工品の開発と、生産販売体制の整備拡充を図る。

ク ブルーベリー（ベリー類含む）

ブルーベリーは、県下全域で産地が形成されている。観光果樹園が主であることから、産地の条件に合わせた品種や加工向け品種の作付け拡大等により産地の発展が期待されている。

- a 産地の条件に合わせた品種の検討や生産の安定と高品質果実の生産を図る。
- b 観光主体の産地では、夏季は高温で集客が減少することから品種構成に配慮するとともに、受入れ施設の整備を図り、地域における他の観光作物の導入と観光

資源の活用を図る。

- c 付加価値を高めた加工品の開発と、生産販売体制の整備拡充を図る。

ケ すもも

すももは、県中央部、東部の平坦地等に小規模産地があり、観光果樹園経営が多い。また、老木園も多く、効率的な栽培手法や新しい品種の導入等が求められている。

- a 貴陽、ハニーローザ、サマーエンジェル、サマービュート等の優良品種の導入を図る。
- b 棚栽培の導入促進により、効率的な栽培管理技術の推進を図る。

コ その他

- a みかん・かぼす等の柑橘類については、気候温暖化の進行により、さらに栽培に適した環境に近づくと見込まれることから、適応性の高い品種の導入等を通じ、生産拡大を図る。
- b キウイフルーツ、もも、りんごについては、直売や観光果樹としての需要に対応するため、品種構成の見直し等を行い、収穫期の拡大とともに、多様な消費者ニーズへの対応を図る。
- c 気候変動に伴い、本県の気象条件でも栽培が可能な果樹で、今後需要が見込める品目については、新規品目としての導入の可能性を検討する。導入に当たっては、試験研究機関が中心となって検討する。

2 栽培面積その他果実の生産の目標

果樹の栽培面積及び生産の目標は、令和7年4月に国が策定した「果樹農業振興基本方針」を基本として、県内の果樹産地の動向を踏まえつつ、今後の果実消費動向や食生活の変化の方向、農業労働力の動向、生産技術の改善・向上等を総合的に勘案する必要がある。

(1) 本県の主要果樹でありながら、減少傾向にある日本なしについては、需要の動向を踏まえた新品種の導入を図る。

また、早期成園化技術等を積極的に導入し、作業の省力化や労働生産性の向上を図り、栽培面積と生産量の確保に努める。

(2) 漸減傾向にある、ぶどう、うめ、くり、かき等については、消費者ニーズに合った品種構成の見直しや付加価値を高めた加工品の販売体制の整備充実を通じ、観光果樹や加工品の原料としての需要拡大を図り、栽培面積の確保を図る。

(3) 一方、果樹農家の数は、農業センサスによると平成27年は、3,221経営体であったが、令和2年には、2,216経営体まで減少している。今後更に廃業等により園地の減少が見込まれることから担い手への樹体を含めた園地の集積・集約化による規模拡大を推進するとともに、改植や早期成園化技術・省力化樹形の導入により生産性の向上を図る。

栽培面積その他果樹の生産の目標

項目 果樹の種類	現況（令和5年）		目標（令和12年）	
	栽培面積(ha)	生産量(t)	栽培面積(ha)	生産量(t)
日本なし	323	6,140	305	6,150
ぶどう	134	1,170	134	1,252
うめ	227	867	214	735
くり	446	500	418	500
ゆず	22	217	20	209
キウイフルーツ	23	208	22	209
かき	33	192	31	192
いちじく	8	91	7	88
みかん	8	87	7	87
ブルーベリー	56	86	50	84
すもも	4	16	4	16

※農林水産省 果樹出荷生産統計（日本なし、ぶどう、くり、うめ）、特産果樹生産動態等調査（かき、すもも、ブルーベリー、ゆず）

※かき、すもも、キウイフルーツ、みかんの現況（令和5年）生産量は埼玉県生産振興課推計

3 その区域の自然的・経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件

果樹の植栽に当たっては、適地栽培による安定した生産を確保することを旨として、果樹の種類ごとに地域の自然的条件を考慮するほか、栽培管理の機械化、省力化等の観点から、原則として平坦地又は緩傾斜地とする。

果樹の種類	品 種	平均気温		冬季の 最低気温	その他
		年	暖候期		
日本なし	幸水、豊水、彩玉、新高、あきづき、甘太 等	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	
ぶどう	巨峰、シャインマスカット、ちちぶ山ルビー 等	7℃以上	14℃以上	-20℃以上	
うめ	白加賀、南高、べに梅 等	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	
くり	国見、ぼろたん、筑波、利平 等	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	
ゆず	優良在来種	13℃以上	—	-7℃以上	冬期間強い季節風に当たらない場所
キウイフルーツ	ハイワード、レイボラ・レッド 等	12℃以上	19℃以上	-7℃以上	
かき	(甘柿) 富有、次郎、太秋 等	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	
	(渋柿) 蜂屋 等	10℃以上	16℃以上	-15℃以上	
いちじく	榊井ドーフィン 等	15℃前後	38℃以下	-6℃以上	
みかん	宮川早生、興津早生 等	15℃以上	—	-5℃以上	冬期間強い季節風に当たらない場所
ブルーベリー	デューク、トロ、ダウ、ファンドラ、ブライトウエル、ティッガル 等	14～20℃	—	-10℃以上	冬の最低気温はラビットアイ系の場合
すもも	川がム、太陽、貴陽 等	7℃以上	15℃以上	-18℃以上	
埼玉県の気象 気象観測地：熊谷地方気象台（熊谷市桜町）		15.4℃	21.3℃	-7.6℃	平均気温は1991年～2020年の30年間の平均

※農林水産省 果樹農業振興基本方針を参考に作成。ただし、ブルーベリー、いちじくは埼玉県農業技術研究センター調べ

※暖候期の平均気温とは、4月1日から10月31日までの平均気温。 ※本県の年平均気温、暖候期の平均気温、冬季の最低気温は参考資料に記載

※ぶどう「ちちぶ山ルビー」の栽培は秩父地域限定

(2) 近代的な果樹園経営の指標

生産性の高い果樹園経営を実現することを旨として、既存技術の改善、開発普及が見込まれる技術を含めた省力技術体系を導入し、目標年度までに達成可能な努力目標水準として、「近代的な果樹園経営の基本的な指標」を示すものである。

ア 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間

果樹の種類	品 種 名	成園 10a 当たり 生 産 量 (kg)	成園 10a 当たり 労働時間 (時間)	摘 要
日本なし	幸水、豊水、彩玉、新高、 あきづき、甘太 等	3,120	247	早期成園化技術
ぶどう	巨峰、シャインマスカット、 ちちぶ山ルビー 等	1,500	271	雨よけ栽培、無核化栽培、 短梢せん定
うめ	白加賀、南高、べに梅 等	1,000	117	
くり	国見、ぼろたん、筑波、 利平 等	400	45	低樹高仕立て
ゆず	優良在来種	2,000	150	
キウイフルーツ	ハワード、レインボーレッド 等	2,000	183	
かき	富有、次郎、太秋、蜂屋 等	2,000	89	
いちじく	榎井ドーフィン 等	2,500	953	
みかん	宮川早生、興津早生 等	2,500	133	
ブルーベリー	デューク、ト、タの、チャンドラー、 ブライトウェル、ティファニー 等	1,000	590	観光果樹園経営 (観光摘み取り)
すもも	ユガム、太陽、貴陽 等	2,000	184	

※農林水産省 果樹農業振興基本方針より抜粋、一部改変。ただし、ブルーベリー、いちじくは県内の優良な事例を参考とした。

※ぶどう「ちちぶ山ルビー」の栽培は秩父地域限定

イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

		日本なし	ぶどう	経営の多角化 (観光果樹園)
基本技術・ 経営方針等		早期成園化技術 アシストスーツ 直売・ネット販売	施設栽培の組み合わせ 無核化・短梢せん定 アシストスーツ 直売・ネット販売	法人経営（常勤雇用有り） 地域オリジナル品種の導入 加工品の開発・販売 収穫体験 直売・ネット販売
	単位			
経営規模	ha	2.0	1.6	4.0
作付面積	ha	日本なし	ぶどう	ぶどう
		幸水 0.7	巨峰 0.5	ちちぶ山ルビー 1.0
		彩玉 0.5	シャインマスカット 0.7	シャインマスカット 1.0
		豊水 0.2	その他品種 0.4	巨峰 0.5
		あきづき 0.4		その他品種 1.5
		甘太 0.2		
単収	kg/10a	日本なし 3,120	ぶどう 1,500	ぶどう 1,260
10a 当たり労働時間	時間	日本なし 247	ぶどう 雨よけ 271 加温 379	ぶどう 420
参考試算値	粗収入	万円 2,070	2,287	5,890
	経営費	万円 1,100	1,462	4,360
	1経営体 当たり所得	万円 970	825	1,530

※ぶどう「ちちぶ山ルビー」の栽培は秩父地域限定

4 土地改良その他生産基盤整備に関する事項

果樹園の土地基盤整備については、果樹農家の組織化と生産性の向上及び高品質果実の生産を図るため、計画的な整備が必要である。

そこで、高性能機械の効率的な稼働を確保し、作業能率の向上を図るために果樹園の集団化を推進するほか、作業道や集落と園地、集出荷場を結ぶ道路の整備、下層土が粘土質の傾斜地、水田転換園等の排水条件の整備改良や果樹栽培に適した土壌改良など、土地条件の総合的な整備を図る。また、梅雨明け後の急激な乾燥や長期にわたる降雨がない状況に対応した、水源の確保と灌水施設の整備を推進していく。

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

(1) 果実の流通の合理化

本県における果実の集出荷組織は、市場出荷を主体とした産地においては、共同選果場を核とした組織が整備されている。一方、産地直売や宅配などの市場外流通の増加や量販店の県内進出が進むなど、出荷形態や実需者の状況も変化している。

このような状況を踏まえ、合理的な流通販売に努める必要がある。

ア 生産地の近くに消費者がいるという本県の特徴を生かし、産地ごとに消費者の声を直に聞く機会を積極的に設けるなど、消費者ニーズを的確に把握する。

イ ニーズに対応し、必要な場合には、通いコンテナの導入や、流通経路の短縮、産地J Aでの直売等、合理的な流通・販売を組織的に推進する。

(2) 果実の用途別出荷量の見通し

果実の種類 項目	現況(令和5年)				目標(令和12年)			
	生産量 (t)	出荷量 (t)			生産量 (t)	出荷量 (t)		
		計	生食	加工		計	生食	加工
日本なし	6,140	5,750	5,750	—	6,150	5,750	5,750	3
ぶどう	1,170	1,090	1,040	50	1,252	1,176	1,126	50
うめ	867	748	—	—	735	687	677	10
くり	500	387	387	—	500	387	387	—
ゆず	217	155	147	8	209	127	88	30
キウイフルーツ	208	208	208	0	209	189	189	0
かき	192	—	—	—	192	—	—	—
いちじく	91	85	83	2	88	85	83	2
みかん	87	—	—	—	87	—	—	—
ブルーベリー	86	—	—	—	84	—	—	—
すもも	16	—	—	—	16	—	—	—

※現況は、農林水産省果樹生産出荷統計、特産果樹生産動態等調査及び生産振興戦略推計。

※加工量は埼玉県生産振興戦略調べ。

(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備

旧村又は市町村単位の集出荷組織については、流通形態の変化及び量販店等の需要者のニーズに対応し得る組織体制づくりを促進する。

集出荷施設については、一層の効率的利用を促進するため、地域の実情に応じ利用区域や利用品種の検討を進め、既存の利用区域を超えた統廃合も含めて持続的な取組を進める。

また、新鮮で高品質な果実の生産・供給及び選果労力の軽減を図るため、選果機への光センサーの導入などを促進する。

更に、鮮度の高い果実の供給を行うための予冷・保冷施設を活用し、出荷期が短期間に集中する場合には一定量を冷蔵保管して出荷期間の拡大を図る。

ア 選果施設（機械選別）の整備の目標

項目 果樹の種類	選別方式	現況（令和6年）		目標（令和12年）	
		施設数 (ヶ所)	年間処理量 (t)	施設数 (ヶ所)	年間処理量 (t)
日本なし	機械選別	5	581.6	5	581.6
うめ	機械選別	1	23.7	1	23.7
くり	機械選別	3	38.6	3	38.6

※埼玉県生産振興課調べ

イ 低温貯蔵施設の整備の目標

項目 果樹の種類	施設の区分	現況（令和6年）			目標（令和12年）		
		施設数 (ヶ所)	出荷量 (t)	施設 利用量 (t)	施設数 (ヶ所)	出荷量 (t)	施設 利用量 (t)
日本なし	低温貯蔵施設	1	—	0.2	1	—	0.2
くり	低温貯蔵施設	3	—	32	3	—	32
キウイフルーツ	低温貯蔵施設	1	—	10	1	—	10
ブルーベリー	低温貯蔵施設	2	—	0.2	2	—	0.2

※埼玉県生産振興課調べ

(4) 出荷規格の改善等

出荷規格に応じた見直しや、糖度や熟度等の品質区分の設定等、実需者のニーズをとらえた対応を進める。

また、出荷規格の見直しと併せて、通いコンテナの活用を検討する。

(5) 地場流通と販路開拓の促進

地産地消の観点から、果実の地域内流通を進めるため、地元農産物の消費者へのPR等を積極的に行う。

また、生産者と市場関係者及び地元量販店などを交えた情報交換会を開催するなど、産地と量販店等との結びつきを強めるとともに、市場等と連携した新たな販路開拓を促進する。

(6) その他

生産者と実需者との意見交換を行う機会を定期的で開催するなどして、多様化した実需者のニーズへの対応強化を図る。

6 果実の加工の合理化に関する事項と今後の方向

本県における果実加工は、日本なし、ぶどう、うめ、ゆず、キウイフルーツ、かき、いちじく、ブルーベリー等、ほとんどの品目で行われている。

加工品は、ジャム、菓子類、ドレッシング、干し柿、梅干し、乾燥いちじく等その他、ジュースやブルーベリーティー等の飲料、ワイン等のアルコール類など様々な加工品が商品化されている。一般的には、観光客などを対象に販売されているが、一部では、加工品の生産が農業者にとどまらず、加工販売の専門業者と結びつき、業者主体で加工品の種類を増やし、販路を拡大している事例も見受けられる。

今後は、高付加価値化と周年販売につながる6次産業化による加工品の開発を促進する。

- ・ 加工原料用果実の安定的な生産供給を図るため、生産者と加工業者の長期的な契約取引を推進し、需給安定を図る。また、渋皮がはがれやすく、皮むきが容易な栗「ぼろたん」等加工用原材料として実需者の求める果樹品種を生産し、果樹生産の振興を図る。
- ・ 果実の消費拡大を図るため、加工業者や販売業者と連携し、消費者ニーズにあった新たな加工品開発や加工品のPRを行うなど、生産から流通まで一体的な取組を行う。
- ・ 日本なし「彩玉」等のブランド力のある果実については、生鮮果実用の規格を満たさないものを活用し、高級加工品を製造する体制を整備する。
- ・ 加工原材料として、安定供給ができるよう冷凍保存施設の整備充実を図る。
- ・ 実需者である加工業者や販売業者のレシピ等に基づき、産地が果樹の一次加工を請負、業者に原材料として販売するなど、新たな取組を行い、産地の活性化を図る。
- ・ 加工施設を有する産地においては、加工施設の利用時期を調整し、他産地に貸し付けるなど、相互補完体制を構築し、施設の効率的利用に努める。
- ・ また、果実飲料の原産地表示が義務づけられたことに伴い、県産品表示の積極的な推進を行う他、「埼玉県ふるさと認証食品」など認証制度を活用するなどして、県産品としてのPRと差別化を図る。

7 その他必要な事項

(1) 果樹産地構造改革計画の取組推進

各産地が抱える多様な課題に対応するため、果樹生産者や関係機関からなる「産地協議会」を設立し、産地自らが目指すべき具体的な姿と、それを実現するための戦略を明確にした果樹産地構造改革計画の策定と実践を通じて、産地の担い手や労働力等の人的体制、生産体制、販売体制などの整備を図る。

また、策定した産地については、取組の進度に応じて柔軟な見直しを行い、実効性のある計画となるよう推進する。

(2) 特色ある産地づくり

近年、多品種少量消費の傾向が進む中で特色ある産地として、①本県の気象条件でも栽培が可能で需要が見込める品目を生産する産地、②糖度保証などの消費者ニーズに応えられる産地、③有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培等に取り組む産地、④特色ある加工品等地域の特産品を持つ産地、⑤促成栽培のための温室等の整備や、既存施設の活用等による早期出荷を行う産地等の育成を図る。

また、新たに、高速道路の開通に伴って、消費者の流入増加が見込まれる地域において、園地から直接購入できる等、消費直結型経営に地域が一体となって取り組む産地の育成等を推進する。

(3) 持続可能な果樹農業の推進

農林水産業は、自然資本を基盤として生産活動を行うものであり、持続可能な世界を実現するためのSDGs「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の目標に向けて取り組む上で、食料供給、環境保全等の面で重要な関わりを持っている。

このため、果樹生産においても、使用済みの多目的防災網を始めとした農業用廃プラスチック類の適正処理及びリサイクルなど環境に配慮した生産活動をさらに推進するとともに、本計画に基づく他の振興施策を通じて持続可能性の向上を図る。

(4) 環境負荷低減の推進

果樹栽培における環境負荷低減を図るため、化学肥料・農薬の使用量削減と有機質資材の活用を推進する。土壌診断に基づく適正施肥や、病害虫予察情報を活用した防除の効率化により、資材投入を最小限に抑える。また、草生栽培や剪定枝の堆肥化を通じて土壌保全と炭素循環を促進し、温室効果ガス排出の抑制に貢献していく。さらに、スマート農業技術の導入により、灌水・施肥の精密管理を実現し、資源の有効利用を進める。県・生産者・関係団体が連携し、持続可能な果樹生産体系を推進する。

また、環境負荷低減に取り組む生産者は、みどり認定制度の活用を図り、経営面の支援が受けられるよう支援する。

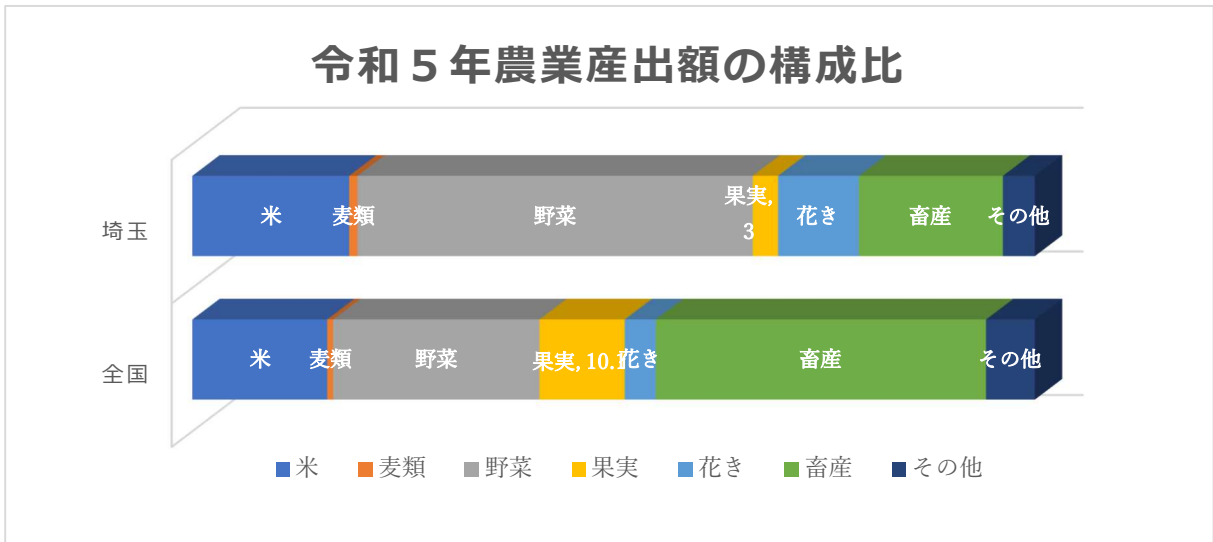
—参考資料—

1 本県果樹生産の概要について

(1) 農業産出額に占める果樹生産の割合

令和5年における本県の果実の農業産出額は4.9億円である。これは、本県農業産出額1,636億円の3%を占めている。

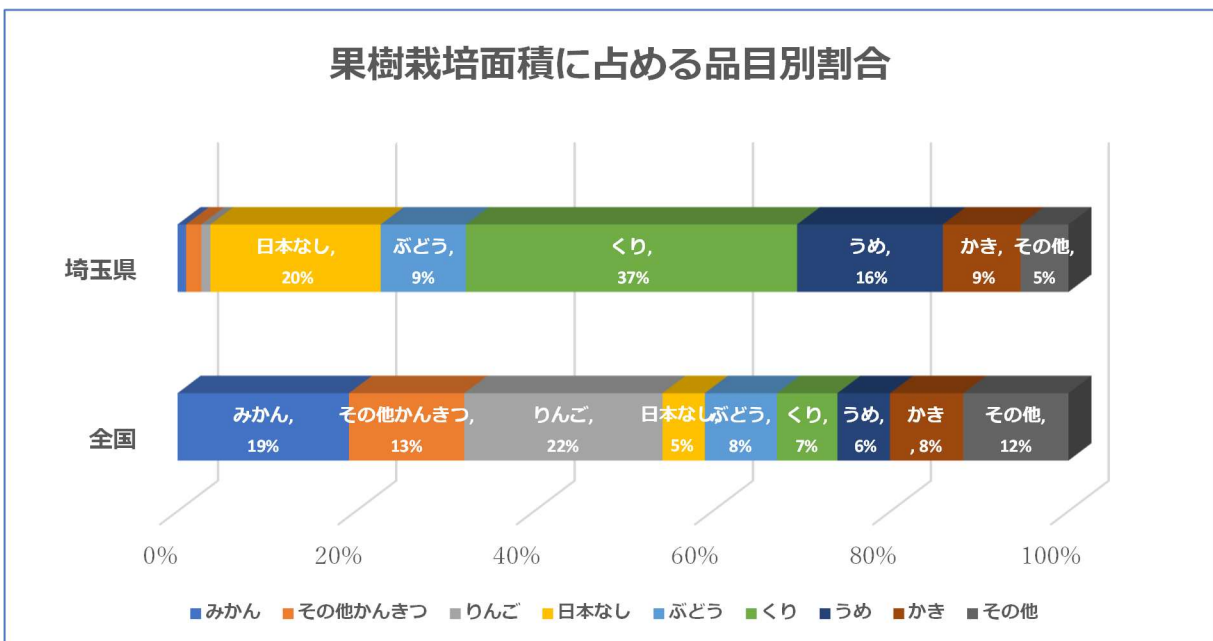
全国では果実の農業産出額は全体の10%を占めており、本県の果実産出額の占める割合よりも高い状況にある。



(2) 品目別割合

全国的には果樹ではみかんとりんごが大きいですが本県では少なく、くり、日本なし、うめの占める割合が大きい。また、ぶどうは全国とほぼ同じ割合になっている。

(令和2年特産果樹生産動態等調査)



(3) 主要果樹の収穫量、結果樹面積と全国順位（令和6年産）

(単位：ha)

品目	順位	1位	2位	3位	4位	5位	
日本なし	都道府県	千葉	茨城	福島	栃木	長野	埼玉(9位)
	栽培面積	1,250	815	751	684	572	310
ぶどう	都道府県	山梨	長野	山形	岡山	北海道	埼玉(20位)
	栽培面積	3,790	2,550	1,370	1,160	1,070	130
うめ	都道府県	和歌山	群馬	福井	山梨	宮城	埼玉(17位)
	栽培面積	4,790	829	455	338	308	218
くり	都道府県	茨城	熊本	愛媛	宮崎	山口	埼玉(9位)
	栽培面積	3,050	2,250	1,820	556	518	396
ゆず	都道府県	高知	徳島	愛媛	宮崎	大分	埼玉(9位)
	栽培面積	886	286	245	155	152	32
キウイフルーツ	都道府県	愛媛	福岡	和歌山	神奈川	静岡	埼玉(17位)
	栽培面積	345	255	164	110	87	22
かき	都道府県	和歌山	奈良	岐阜	福岡	福島	埼玉(—)
	栽培面積	2,450	1,750	1,200	1,090	906	
いちじく	都道府県	愛知	和歌山	福岡	宮城	兵庫	埼玉(21位)
	栽培面積	107	85	68	64	63	9
ブルーベリー	都道府県	東京	群馬	長野	茨城	埼玉	
	栽培面積	118	81	78	74	59	
すもも	都道府県	山梨	長野	和歌山	山形	北海道	埼玉(—)
	栽培面積	772	316	250	235	125	

※耕地及び作付面積統計

※ブルーベリー、ゆず、いちじくは特産果樹等生産動態調査（令和4年産）

2 本県の気象について

各地域の降水量、平均気温等

目 地 点	項	降水量	平均気温	暖候期の 平均気温 (4/1～ 10/31)	冬季の最低気温	夏季の最高気温	
	単位	mm	℃	℃	℃ (年月)	℃	(年月)
さいたま		1371.3	15.2	21.1	-9.8 ('18.1)	39.7	('25.8)
所 沢		1529.5	14.6	20.4	-7.8 ('01.1)	40.0	('25.8)
鳩 山		1377.4	14.3	20.3	-10.7 ('01.1)	41.4	('25.8)
秩 父		1375.3	13.5	19.6	-9.9 ('01.1)	40.0	('25.8)
熊 谷		1305.8	15.4	21.3	-6.5 ('01.1)	41.1	('18.7)
寄 居		1304.4	14.3	20.2	-9.2 ('21.1)	39.9	('18.7)
久 喜		1321.4	14.9	20.8	-9.2 ('18.1)	39.9	('25.8)
越 谷		1366.9	15.4	21.2	-7.5 ('18.1)	40.4	('07.8)

※期間は1991年～2020年のデータ、平均気温は期間中の平均値

3 ブランド化を支援する取り組み

産地で地域団体商標や地理的表示保護制度を活用し、独自のブランドを守ろうという動きが活発化している。

(1) 地域団体商標の取得

特許庁が平成18年度に制定した商標制度。「地域名＋商品・役務名」の文字から構成される商標で、以下の条件を満たしたもの。

ア 出願できる法人

- ①地域の事業協同組合、農業協同組合等の組合、
- ②商工会、商工会議所、
- ③特定非営利活動法人（NPO法人）

イ 登録されるための条件

- ①上記の団体がその構成員に使用させる商標であること、
- ②原則として「地域名＋商品・役務名」の文字から成る商標であること、
- ③その商標を、商標中の地域と密接に関連している商品などに使っていること、
- ④一定の地理的範囲である程度有名になっていること

ウ 全国の果樹で登録されている地域団体商標

商標	読み	権利者	指定商品又は指定役務	都道府県
津路の桃	つがるのもも	津路みらい農業協同組合	津路産の桃	青森県
江刺りんご	えさしりんご	岩手江刺農業協同組合	岩手県奥州市江刺区(旧・江刺市)産のりんご	岩手県
西明寺栗	さいみょうじくり	西明寺栗生産販売事業協同組合	秋田県仙北市西木町西明寺地区および西明寺周辺地域で栽培された栗	秋田県
刈屋梨	かりやなし	庄内みどり農業協同組合	山形県産庄内刈屋産の梨	山形県
山形おきたま産デラウェア	やまがたおきたまさんでらうえあ	山形おきたま農業協同組合	山形県置戸地区産のデラウェア品種のぶどう	山形県
伊達のあんぽ柿	だてのあんぽがき	ふくしま未来農業協同組合	福島県伊達地区産の干し柿	福島県
しろいの梨	しろいのなし	西伊達農業協同組合	千葉県白井市産の梨	千葉県
船橋のなし	ふなばしのなし	市川市農業協同組合	千葉県船橋市及びその周辺地域産の梨	千葉県
房州ゆわ	ぼうしゅうゆわ	安房農業協同組合	千葉県南房総地域産のゆわ	千葉県
市川のなし	いちかわのなし	市川市農業協同組合	千葉県市川市及びその周辺地域産の梨	千葉県
市川の梨	いちかわのなし	市川市農業協同組合	千葉県市川市及びその周辺地域産の梨	千葉県
まつどの梨	まつどのなし	とうかつ中央農業協同組合	千葉県松戸市及びその周辺地域産の梨	千葉県
かまがやの梨	かまがやのなし	とうかつ中央農業協同組合	千葉県鎌ヶ谷市及びその周辺地域産の梨	千葉県
稲城の梨	いなぎのなし	東京南農業協同組合	稲城産の梨	東京都
多摩川梨	たまがわなし	神奈川県川崎農業協同組合	神奈川県川崎市の多摩川流域で生産された梨	神奈川県
市田柿	いちだがき	みなみ高州農業協同組合 下伊那国芸農業協同組合	長野県飯田市・下伊那郡産の干し柿	長野県
加積りんご	かづみりんご	魚津市農業協同組合	富山県魚津市加積地区及びその周辺地域において生産されるりんご	富山県
加賀ぶどう	かがぶどう	加賀農業協同組合	石川県加賀市産のぶどう	石川県
高松ぶどう	たかまつぶどう	石川かほく農業協同組合	石川県かほく市高松地区及びその周辺地域で生産されたぶどう	石川県
三ヶ日みかん	みっかひみかん	三ヶ日町農業協同組合	静岡県三ヶ日地区産のみかん	静岡県
蒲郡みかん	がまごおりみかん	蒲郡市農業協同組合	蒲郡産のみかん	愛知県
祖父江ぎんなん	そぶえぎんなん	愛知西農業協同組合	愛知県稲沢市祖父江町内で生産された銀杏	愛知県
京たご梨	きょうたごなし	全国農業協同組合連合会	京都府京丹後市産の梨	京都府
加西ゴールデンベリー-A	かさいごーでんべりーえー	兵庫みらい農業協同組合	兵庫県加西市産のぶどう	兵庫県
有田みかん	ありだみかん	ありだ農業協同組合	和歌山県有田地区産のみかん	和歌山県
紀州みかんの 南高梅	きしゅうみかんのなんこうめ	みなみしほ農業協同組合	和歌山県みなみ地方産の南高梅を主要な原料素材とする梅干 和歌山県みなみ地方産の南高梅	和歌山県
紀州梅干	きしゅうめし	紀州みかんの梅干協同組合 紀州梅干協同組合	和歌山県産の梅を使用して印旛町・みかべ町・田辺市・西牟婁郡で生産された梅	和歌山県
しもつみかん	しもつみかん	なかみかん農業協同組合	和歌山県海南市下津町産のみかん	和歌山県
多伎いちじく	たきいちじく	島根県農業協同組合	島根県出雲市多伎町産のいちじく	島根県
つわの栗	つわのくり	津和野町商工会 島根県農業協同組合	島根県産足郡津和野町及びその周辺地域で生産されたくり	島根県
岡山白桃	おかやまはくとう	全国農業協同組合連合会	岡山県産の白桃	岡山県
大長みかん	おおちようみかん	広島ゆたか農業協同組合	広島県呉市豊町大長地区に発祥し、広島県呉市豊町大長地区をはじめその周辺地域(豊町・呉市豊浜町・豊田郡大崎上島町)において生産されるみかん	広島県
大長レモン	おおちようれもん	広島ゆたか農業協同組合	広島県呉市豊町大長地区に発祥し、広島県呉市豊町大長地区をはじめその周辺地域(豊町・呉市豊浜町・豊田郡大崎上島町)において生産されるレモン	広島県
高根みかん	こうねみかん	三原農業協同組合	広島県尾道市高根地区産のみかん	広島県
三次ピオーネ	みよしおーね	広島県果実農業協同組合連合会	広島県三次産のピオーネ品種のぶどう	広島県
広島はっさく	ひろしまはっさく	広島県果実農業協同組合連合会	広島県産のはっさく	広島県
広島みかん	ひろしまみかん	広島県果実農業協同組合連合会	広島県産のみかん	広島県
広島レモン	ひろしまれもん	広島県果実農業協同組合連合会	広島県産のレモン	広島県
厚保くり	あつくり	山口実物農業協同組合	山口県美祿市厚保地区及びその周辺地域産のくり	山口県
長門ゆずきち	ながとゆずきち	長門大津農業協同組合、 下関農業協同組合、 あぶらんど萩農業協同組合	山口県長門地域産のエズキチ	山口県
西宇和みかん	にしゅうわみかん	西宇和農業協同組合	八幡浜市、西宇和郡及び西予市三瓶町産のみかん	愛媛県
真穴みかん	まあなみかん	西宇和農業協同組合	八幡浜市真穴及び穴井産のみかん	愛媛県
中山栗	なかやまぐり	えひめ中央農業協同組合	愛媛県伊予市中山町産のくり	愛媛県
伊万里梨	いまりなし	伊万里市農業協同組合	佐賀県伊万里市産の梨	佐賀県

商 標	読 み	権 利 者	指定商品又は指定役務	都道府県
荒尾梨	あらおなし	玉名農業協同組合	熊本県荒尾市およびその周辺地域で生産される梨	熊本県
球磨栗	くまぐり	球磨地域農業協同組合	熊本県球磨地方（人吉市、鏡町、あさぎり町、球磨村、相良村、多良木町、湯前町、水上村、五木村、人江村）で生産された栗	熊本県
日田梨	ひたなし	全国農業協同組合連合会	大分県日田地域産の梨	大分県
桜島小みかん	さくらしまこみかん	グリーン鹿児島農業協同組合	鹿児島県桜島地域産の小みかん	鹿児島県
沖縄シークワサー	おきなわしーくわーさー	沖縄地域ブランド事業協同組合 沖縄県農業協同組合	沖縄県産のシークワサー	沖縄県

令和7年12月現在

（2）地理的表示保護制度の登録

地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている商品について、その名称を知的財産として保護するもの。

国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護されており、日本では平成26年6月に農水省が創設した。

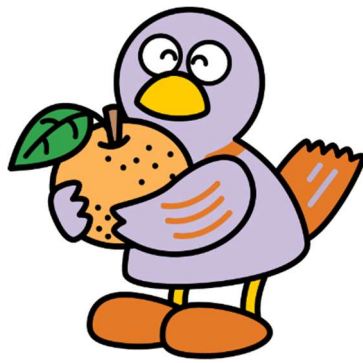
ア 制度の概要

- ①「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ②基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、G I マークを付す。
- ③不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

イ 地理的表示保護制度で登録されている果樹

登録番号	名称	特定農林水産物の区分	特定農林水産物等の生産地	登録日
1	あおもりカシス	第3類 果実類 すぐり類	東青地域(青森県青森市、青森県東津軽郡平内町、青森県東津軽郡今別町、青森県東津軽郡蓬田村、青森県東津軽郡外ヶ	平成27年12月22日
13	市田柿	第18類 果実加工品類 干柿	長野県飯田市、長野県下伊那郡ならびに長野県上伊那郡のうち飯島町および中川村	平成28年7月12日
20	能登志賀ころ柿	第18類 果実加工品類 干柿	石川県羽咋郡志賀町のうち昭和45年から平成17年までの旧志賀町区域	平成28年10月12日
30	東根さくらんぼ	第3類 果実類 おうとう	山形県東根市及び隣接市町の一部	平成29年4月21日
33	大分かぼす	第3類 果実類 その他かんきつ類 (かぼす)	大分県内	平成29年5月26日
38	飯沼栗	第3類 果実類 くり	茨城県東茨城郡茨城町	平成29年6月23日
42	木頭ゆず	第3類 果実類 ゆず	徳島県那賀郡陽賀町	平成29年9月15日
46	桜島みかん	第3類 果実類 その他かんきつ類 (紀州みかん)	鹿児島市桜島横山町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島赤水町、新島町(平成16年10月31日時点における行政区画名としての鹿児島県鹿児島郡桜島町)	平成29年11月10日
50	堂上蜂屋柿	第18類 果実加工品類 干柿	岐阜県美濃加茂市	平成29年12月15日
54	香川小原紅早生みかん	第3類 果実類 うんしゅうみかん	香川県	平成29年12月15日
57	辺塚だいたい	第3類 果実類 その他かんきつ類 (辺塚だいたい)	鹿児島県肝属郡肝付町、南大隅町	平成29年12月15日
72	こおげ花御所柿	第3類 果実類 かき	鳥取県八頭郡八頭町	平成30年12月27日
75	つるたスチューベン	第1類 農産物類 果実類 (ぶどう)	青森県北津軽郡階田町、板柳町(小幡、野中、掛落林、柏木、牡丹森)、五所川原市七ツ館、つがる市柏桑野木田	平成31年3月20日
87	東出雲のまる畑ほし柿	第5類 農産加工品類 果実加工品類 (干柿)	島根県松江市東出雲町上意東畑地区	令和1年12月10日
93	大竹いちじく	第1類 農産物類 果実類 (いちじく)	秋田県にかほ市	令和2年3月20日
94	八代特産晚白柚	第1類 農産物類 果実類 (晚白柚)	熊本県八代市、熊本県八代郡氷川町	令和2年3月30日
96	物部ゆず	第1類 農産物類 果実類 (ゆず)	高知県香美市	令和2年6月29日
98	富山干柿	第5類 農産加工品類 果実加工品類 (干柿)	平成16年10月31日時点における行政区画名としての富山県西砺波郡福光町及び東砺波郡砺波町(現在の富山県南砺市内の一部)	令和2年8月19日
99	山形ラ・フランス	第1類 農産物類 果実類 (なし)	山形県	令和2年8月19日
103	西浦みかん寿太郎	第1類 農産物類 果実類 (うんしゅうみかん)	静岡県沼津市三浦(さんうら)地区(静浦、内浦、西浦)	令和2年11月18日
106	甲子柿(カッシガキ)	第1類 農産物類 果実類 (かき)	岩手県釜石市	令和3年3月12日
123	伊達のあんぽ柿	第5類 農産加工品類 果実加工品類 (干柿)	福島県伊達市、国見町、桑折町、福島市の立子山・飯坂・宮代・岡部・大笹生・大波、川俣町の飯坂、宮城県白石市の越河・大平	令和5年1月31日
112	氷見稲積梅(ヒミイナヅミ)	第1類 農産物類 果実類 (うめ)	富山県氷見市	令和4年2月3日
133	あら川の桃	第1類 農産物類 果実類 (もも)	和歌山県紀の川市桃山町及び紀の川市竹房	令和5年7月20日
162	徳島すだち	第1類 農産物類 果実類(すだち)	徳島県	令和5年3月31日
151	やまえ栗	第1類 農産物類 果実類 (くり)	熊本県球磨郡山江村	令和6年3月27日

(令和7年12月現在)



埼玉県のマスコット「コバトン」